

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月12日

【四半期会計期間】 第95期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蔭山 秀一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 坊 傳 康 真

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 坊 傳 康 真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第2四半期 連結累計期間	第95期 第2四半期 連結累計期間	第94期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	18,814	6,085	37,601
経常損失( ) (百万円)	144	4,893	465
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( ) (百万円)	1,919	4,729	727
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,015	4,741	841
純資産額 (百万円)	21,358	15,443	20,184
総資産額 (百万円)	65,037	63,812	62,890
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	187.41	461.79	71.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	102.06		38.68
自己資本比率 (%)	32.7	24.2	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	478	3,499	1,087
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	916	1,012	1,590
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,018	5,422	1,515
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,132	3,481	2,570

回次	第94期 第2四半期 連結会計期間	第95期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純損失( ) (円)	36.76	127.55

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第95期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

#### (1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内外で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、政府の緊急事態宣言下における事業者への休業要請や個人の外出自粛などにより、個人消費が大幅に落ち込んだことに加え、企業活動が停滞したことにより、大きな減速を余儀なくされました。足元では経済活動再開の動きがみられておりますが、感染再拡大の懸念から、経済活動の全面再開は依然見通せない状況にあります。

ホテル業界においては、各国政府による新型コロナウイルス対策の本格化以後、国内外の旅行需要が激減し、自粛要請による宴会、レストラン利用者の減少等、業界環境に深刻な影響を及ぼしました。一方、2020年7月のGo Toトラベル事業の開始など観光業界活性化に向けた政策の後押しを受け、緩やかながら回復の傾向がみられております。

こうした環境下、当社グループは、2020年4月7日の政府の緊急事態宣言発出以後、一部のレストラン・文化教室などの営業時間の短縮・内容変更、臨時休業を余儀なくされるなど、極めて厳しい状況下での営業活動となりました。営業活動にあたっては、お客様の安全、安心を第一に考え、パブリックスペースでの定期的な消毒実施、レストランでの三密防止を徹底したテーブルセッティング、フロントカウンター、レストラン・バーのレジスターカウンターへのアクリル板の設置などを徹底し、感染予防に努めております。

営業面ではGo Toトラベル事業の需要を最大限に取り込むため、様々な宿泊プランを提供してまいりました。また、2020年7月15日には『趣～Omomuki～京都、リーガの宿』をコンセプトに、京都らしさを随所にちりばめたインテリアデザインを特徴とした「リーガグラン京都」を新規に開業いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、当第2四半期連結累計期間の売上高は、6,085百万円と前年同期比12,728百万円(67.7%)の減収となりました。

損益面では、営業損失5,897百万円(前年同期は営業損失25百万円)、経常損失4,893百万円(前年同期は経常損失144百万円)となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は4,729百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益1,919百万円)となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(部門別売上実績)

部門	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
客室	1,469	72.3
宴会	1,129	81.3
食堂	1,533	64.2
その他	1,953	38.7
合計	6,085	67.7

(注) 受注生産は行っていません。

## (2) 財政状態の状況

当社グループホテルは、2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、当第2四半期連結会計期間においても、C・S・E・S・No.1ホテルの実現に向け、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ921百万円増加し63,812百万円となりました。

内訳では流動資産が同1,044百万円増加し5,963百万円となりました。これは借入等により、現金及び預金が910百万円増加したこと等によります。固定資産は同122百万円減少し57,849百万円となりました。これは設備投資の減少に伴い、有形固定資産が243百万円減少したこと等によります。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ5,663百万円増加し48,368百万円となりました。これは借入金が、5,619百万円増加したこと等によります。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ4,741百万円減少し15,443百万円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純損失の計上等によります。これにより自己資本比率は、前連結会計年度末の32.0%から24.2%になりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当社グループホテルは、事業活動のための適切な資金確保及び健全な財政状況を目指し、安定的な営業キャッシュ・フローの創出とシンジケートローンの組成により長期安定資金の確保に取り組んでおります。

また、当社グループホテルの成長を維持するために必要な運転資金及び設備投資は、主に手元資金と営業キャッシュ・フローに加え、金融機関からの借入などにより調達しております。

資金計画につきましては、基本的に営業活動により得られた資金を有効活用し、設備投資に充当することや有利子負債の削減を図り、金融機関からの借入によって安定資金を確保しております。

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動及び投資活動による資金の減少があったものの、財務活動による資金の増加により、前連結会計年度末と比べ910百万円増加し3,481百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動により使用した資金は、3,499百万円（前年同期は478百万円の収入）となりました。

これは主に税金等調整前四半期純損失が4,931百万円であったこと等によるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動により使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ96百万円増加し、1,012百万円となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出が151百万円増加したこと等によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動による資金の収入は、5,422百万円（前年同期は1,018百万円の支出）となりました。

これは主に短期借入金の増加が6,400百万円あったこと等によるものです。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、売上実績が著しく変動いたしました。その内容については、「(1) 経営成績の状況」をご覧ください。

(7) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第2四半期連結累計期間に計画が完了したものは、次のとおりであります。

セグメントの名称	会社名	設備の内容	投資総額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了年月	完成後の 増加能力
ホテル事業	当社	リーガグラン京都の 客室内装設備等	498	自己資金及び 借入金	2019年3月	2020年7月	収益力の向上

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	300,000
計	20,300,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は200,300,000株となりますが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数20,300,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されておりません。

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,271,651	10,271,651	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は、 100株であります。
A種優先株式	300,000	300,000		(注)
計	10,571,651	10,571,651		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (A)優先配当金

当社は、A種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、下記に定める額の剰余金(以下「本優先配当金」という。)を配当する。

但し、下記(B)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

##### 優先配当金

イ. 本優先配当金の額は、本優先株式1株当たりの払込金額(5万円)にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める配当率を乗じて算出した金額とする。但し、2013年3月31日に終了する事業年度までの本優先配当金の支払いについては、その上限を1,000円とする。

ロ. 配当率は、2006年7月7日(払込期日)以降、翌年の3月31日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{配当率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、2007年3月31日までは2006年7月7日及び同年10月1日の2時点、それ以降は、各年4月1日及びその直後の10月1日の2時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。2006年7月7日、各年4月1日または10月1日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円LIBOR(6ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。各年4月1日及び10月1日当日が銀行休業日の場合は、直前営業日に公表される数値を用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの期末配当金の額が本優先配当金に達しない場合においても、その差額は翌事業年度に累積しない。

非参加条項

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

(B)優先中間配当金

イ．当社は中間配当を行うときは、本優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たりの払込金額にそれぞれの事業年度ごとに下記ロで定める中間配当年率を乗じて算出した金額の2分の1に相当する金額（以下「本優先中間配当金」という。）を支払う。但し、2013年3月31日に終了する事業年度までの本優先中間配当金の支払いについては、その上限を500円とする。

ロ．中間配当年率は、2006年7月7日（払込期日）以降、翌年の9月30日までの各半期事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{中間配当年率} = \text{日本円TIBOR（6ヶ月物）} + 0.75\%$$

日本円TIBOR（6ヶ月物）は、2006年9月30日までは2006年7月7日の時点、それ以降は、各年4月1日時点において、午前11時における日本円TIBOR（6ヶ月物）として、全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

その他の規定については、上記(A)優先配当金ロに準じるものとする。

(C)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5万円を支払う。本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(D)単元株式数

本優先株式の単元株式数は、1,000株とする。

(E)議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(F)種類株主総会

本優先株式については、会社法第322条第1項各号の決議を要しないことを定款に定めている。

(G)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

## (H)取得請求権

### 償還請求

本優先株主は、当社に対して、2016年7月8日（払込期日後10年を経過した日）以後いつでも（により取得請求をされる日を、以下「償還日」という。）、本優先株式1株につき5万円及び取得日の属する事業年度における本優先配当金額（取得日が4月1日から9月30日の場合、優先中間配当金額）に相当する額の合計額をもって、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

### 転換予約権

本優先株主は、当社に対して、下記に定める条件により、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該本優先株主に対して、本優先株式を取得することと引換えに、下記に定める条件で、当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）を交付するものとする。

イ．本優先株式を取得することを請求することができる期間

2013年7月8日（払込期日後7年を経過した日）から2031年7月6日までとする。

ロ．本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ) 本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類

当社普通株式

(ロ) 本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数は、次の算式により算出されるものとし、本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の数で除した数とする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が取得請求に際して} \\ \text{提出した優先株式の払込金額} \\ \text{の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数を生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付する。

## 八．交付価額

(イ) 交付価額

交付価額は、1,734円とする。

(ロ) 交付価額の修正

2014年4月1日以降2031年4月1日までの毎年4月1日（以下「決定日」という。）以降、交付価額は、決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される（なお、上記45取引日の間に、下記（ハ）で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、修正後の交付価額は、下記（ハ）に準じて調整される。）。但し、かかる算出の結果、決定日価額が1,734円（以下「下限交付価額」という。但し、下記（ハ）による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の交付価額は下限交付価額とし、決定日価額が6,936円（以下「上限交付価額」という。但し、下記（ハ）による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の交付価額は上限交付価額とする（下限交付価額は当初交付価額（346円80銭）の50%、上限交付価額は当初交付価額の200%とそれぞれ定められていた価額を、2017年10月1日付の当社普通株式10株を1株とする株式併合に伴い調整したものの。）。



(八) 交付価額の調整

( a ) 交付価額 ( 上記 ( 口 ) の下限交付価額及び上限交付価額を含む。 ) は、当社が本優先株式を発行後、次の ( ) から ( ) までのいずれかに該当する場合には、次の算式 ( 以下「交付価額調整式」という。 ) により調整される。但し、次の ( ) から ( ) が適用される時点で、下記 ( c ) に定める時価が存在しない場合は、時価を調整前交付価額と置き換えて交付価額調整式を適用するものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後交付価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

( ) 下記 ( c ) に定める時価 ( 上記 ( a ) 但書の場合は、調整前交付価額。以下同様とする。 ) を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合 ( 但し、本号 ( ) 又は ( ) に記載の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券の転換、交換又は行使により当社普通株式が交付される場合を除く。 )

調整後交付価額は、払込期日 ( 募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日。以下同様とする。 ) の翌日以降、また、当社普通株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。

( ) 当社普通株式の株式分割をする場合

調整後交付価額は、株式分割によって増加する普通株式数 ( 但し、株式分割の基準日において当社の有する当社普通株式にかかる増加株式数を除くものとする。 ) をもって新発行・処分株式数とした上で交付価額調整式を準用して算出するものとし、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( ) 当社普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他の証券を発行する場合

調整後交付価額は、発行される新株予約権若しくは新株予約権付社債又はその他証券の全てが当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 ( 新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日 ) の翌日以降これを適用する。但し、その当社普通株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、行使に際して交付される当社普通株式の対価が当該証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で残存する証券又は権利の全てが当該条件で行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

( ) 下記 ( c ) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式 ( 但し、本号 ( ) に該当するものを除く。 ) を発行する場合

調整後交付価額は、発行された取得条項付株式の全てがその時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

( ) 上記( ) 乃至( ) の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記( ) 乃至( ) にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本優先株式の取得に換えて当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加して交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{(調整前交付価額} \\ \text{- 調整後交付価額)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前交付価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の転換価額を乗じた金額を支払う。但し、1円未満の端数は切り捨てる。

- ( ) 上記( ) 及び( ) における対価とは、当該株式又は新株予約権の発行に際して払込みがなされた額から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ( b ) 当社は、上記( 八 ) ( a ) に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な交付価額の調整を行うものとする。
- ( ) 合併、資本の減少又は普通株式の併合等により交付価額の調整を必要とする場合
- ( ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とする場合
- ( ) 交付価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
- ( c ) 交付価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後交付価額を適用する日(但し、上記( a ) ( ) の場合には基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記( a ) 又は( b ) に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記( a ) 又は( b ) に準じて調整される。
- ( d ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。

(e) 交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日が定められている場合はその日、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。）とする。また、上記(a)( )の場合には、交付価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、基準日における自己株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。さらに、上記(a)( )乃至( )のいずれかにより交付価額の調整を算出するにあたり（以下「現調整時」という。）、当該調整式における調整前交付価額が当社の普通株式、当社の普通株式が交付される取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債を含む。）並びに当社の普通株式が交付される取得条項付株式、取得条項付新株予約権若しくは新株予約権付社債（取得条項付新株予約権が付されているものに限る。）の交付により調整されている場合（又は当該調整が下記(f)但書により考慮されたものである場合）、当該調整を算出するために交付されたものとみなされた当社の普通株式数が、現調整時において実際に交付された当社の普通株式を上回る限りにおいて、当該交付価額調整式の既発行普通株式数を確定するため、現調整時において交付されていない当社の普通株式は、交付されたものとみなすものとする。

(f) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。但し、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

## (I) 取得条項

### 強制償還

当社は、いつでも当社取締役会において定める日（以下「取得日」という。）に、下記の価額をもって、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。本優先株式の一部を取得する場合は、抽選による。

2006年7月7日から2013年7月7日まで本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad 102\%$$

2013年7月8日以降本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad \frac{\text{取得日における当社普通株式の時価} \times 93\%}{\text{取得日における交付価額}}$$

但し、以下に定める金額を下限とする。

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad (1 + \text{取得日における配当年率 (取得日が4月1日から9月30日の場合は中間配当年率)}) \text{ (それぞれ、2\%を下限とする。)}$$

### 強制転換

当社は、2031年7月6日までに取得請求が行われなかった本優先株式については、2031年7月7日（以下「一斉取得日」という。）をもって、そのすべてを取得するものとする。

当社は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（但し、終値のない日数は除き、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。

但し、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数、又は、当該平均値が上限交付価額を上回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該上限交付価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月30日		普通株式 10,271,651 A種優先株式 300,000		13,229		

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2020年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	1,961	18.60
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	1,953	18.53
サントリーホールディングス株式会社	大阪市北区堂島浜2丁目1番40号	1,026	9.74
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	592 (300)	5.62
関電不動産開発株式会社	大阪市北区中之島3丁目3番23号	410	3.89
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	292	2.77
株式会社竹中工務店	大阪市中央区本町4丁目1番13号	276	2.62
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	161	1.53
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	156	1.48
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	133	1.26
計		6,963 (300)	66.05

(注) 所有株式数の( )内書きは、A種優先株式であります。

所有議決権数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	19,613	19.20
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	19,535	19.12
サントリーホールディングス株式会社	大阪市北区堂島浜2丁目1番40号	10,267	10.05
関電不動産開発株式会社	大阪市北区中之島3丁目3番23号	4,100	4.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,924	2.86
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	2,923	2.86
株式会社竹中工務店	大阪市中央区本町4丁目1番13号	2,763	2.70
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	1,615	1.58
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,560	1.53
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	1,330	1.30
計		66,630	65.22

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 300,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,216,900	102,169	
単元未満株式	普通株式 25,851		
発行済株式総数(普通株式)	10,271,651		
発行済株式総数(A種優先株式)	300,000		
総株主の議決権		102,169	

(注) 1 「無議決権株式」欄のA種優先株式の内容については、第3〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕〔発行済株式〕の(注)に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

## 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ロイヤルホテル	大阪市北区中之島 5丁目3番68号	28,900		28,900	0.27
計		28,900		28,900	0.27

## 2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,572	3,483
売掛金	1,063	997
原材料及び貯蔵品	431	394
その他	851	1,087
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,919	5,963
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	60,754	60,983
減価償却累計額	46,462	46,910
建物及び構築物(純額)	14,292	14,073
土地	27,000	27,000
リース資産	1,102	1,051
減価償却累計額	710	721
リース資産(純額)	391	330
その他	5,465	5,542
減価償却累計額	4,158	4,197
その他(純額)	1,307	1,345
有形固定資産合計	42,991	42,748
無形固定資産		
ソフトウェア	137	143
その他	63	60
無形固定資産合計	201	203
投資その他の資産		
差入保証金	12,068	12,068
繰延税金資産	2,337	2,484
その他	383	355
貸倒引当金	11	11
投資その他の資産合計	14,778	14,896
固定資産合計	57,971	57,849
資産合計	62,890	63,812



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	653	440
短期借入金	2,010	8,354
賞与引当金	443	61
その他	3,272	4,044
流動負債合計	6,379	12,901
固定負債		
長期借入金	27,158	26,433
長期預り金	3,233	3,187
退職給付に係る負債	5,418	5,391
商品券回収損引当金	182	185
その他	333	269
固定負債合計	36,326	35,467
負債合計	42,705	48,368
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,229	13,229
利益剰余金	7,127	2,397
自己株式	60	60
株主資本合計	20,295	15,565
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12	15
退職給付に係る調整累計額	175	137
その他の包括利益累計額合計	163	122
非支配株主持分	52	-
純資産合計	20,184	15,443
負債純資産合計	62,890	63,812

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
売上高	18,814	6,085
売上原価	4,363	1,379
売上総利益	14,450	4,706
販売費及び一般管理費		
水道光熱費	1,171	767
人件費	1 6,802	1 5,265
諸経費	1 6,501	1 4,570
販売費及び一般管理費合計	14,475	10,603
営業損失( )	25	5,897
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	2	1
雇用調整助成金	-	1,115
債務勘定整理益	5	4
その他	18	26
営業外収益合計	26	1,149
営業外費用		
支払利息	124	127
その他	21	17
営業外費用合計	145	145
経常損失( )	144	4,893
特別利益		
受取保険金	2 97	-
特別利益合計	97	-
特別損失		
固定資産除却損	94	26
減損損失	3 59	3 11
特別損失合計	154	38
税金等調整前四半期純損失( )	200	4,931
法人税、住民税及び事業税	46	6
法人税等調整額	2,159	161
法人税等合計	2,113	154
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,912	4,776
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	7	46
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	1,919	4,729

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,912	4,776
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	2
退職給付に係る調整額	96	32
その他の包括利益合計	102	35
四半期包括利益	2,015	4,741
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,019	4,689
非支配株主に係る四半期包括利益	4	52

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	200	4,931
減価償却費	758	757
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	45	20
賞与引当金の増減額( は減少)	6	382
受取保険金	97	-
雇用調整助成金	-	1,115
固定資産除却損	94	26
減損損失	59	11
受取利息及び受取配当金	3	3
支払利息	124	127
売上債権の増減額( は増加)	453	65
原材料及び貯蔵品の増減額( は増加)	19	37
未収入金の増減額( は増加)	17	311
仕入債務の増減額( は減少)	81	212
未払費用の増減額( は減少)	332	753
未払消費税等の増減額( は減少)	258	26
預り金の増減額( は減少)	41	426
その他	69	64
小計	442	4,690
雇用調整助成金の受取額	-	1,115
保険金の受取額	97	-
補助金の受取額	42	-
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	104	75
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>478</b>	<b>3,499</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	858	1,010
利息及び配当金の受取額	3	3
長期差入保証金返還による収入	2	0
その他	62	6
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>916</b>	<b>1,012</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	-	6,400
長期借入金の返済による支出	787	780
利息の支払額	126	127
その他	104	69
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,018</b>	<b>5,422</b>
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,456	910
現金及び現金同等物の期首残高	4,589	2,570
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,132	3,481

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)	
新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、2020年度の下期から徐々に回復に向かい、2021年度の下期には概ね例年並の需要が見込まれることを前提として、繰延税金資産を計上しています。	
(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用について)	
当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	

(四半期連結損益計算書関係)

1 人件費及び諸経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
人件費 給与手当等	4,327百万円	3,824百万円
賞与引当金繰入額	454百万円	61百万円
退職給付費用	272百万円	267百万円
福利厚生費	750百万円	688百万円
業務委託費	949百万円	408百万円
諸経費 地代家賃	1,912百万円	1,529百万円
減価償却費	758百万円	757百万円

2 受取保険金

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

2018年9月に発生した台風の影響に伴う損害保険金の受取額であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

### 3 減損損失

前第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
ホテル	東京都新宿区	建物	15百万円
		その他	44百万円
		合計	59百万円

当社グループは減損損失の算定にあたって、概ね独立のキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、原則として個々のホテルを基本単位として資産のグルーピングを行っております。

今後の業績見通し等を勘案した結果、上記の資産グループについては、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

当第2四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
ホテル	東京都新宿区	建物	1百万円
		その他	9百万円
		合計	11百万円

当社グループは減損損失の算定にあたって、概ね独立のキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、原則として個々のホテルを基本単位として資産のグルーピングを行っております。

今後の業績見通し等を勘案した結果、上記の資産グループについては、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	3,134百万円	3,483百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	2百万円	2百万円
現金及び現金同等物	3,132百万円	3,481百万円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

短期借入金は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当第2四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	187.41円	461.79円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失( )(百万円)	1,919	4,729
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又 は親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	1,919	4,729
普通株式の期中平均株式数(株)	10,242,839	10,242,688
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	102.06円	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	8,565,555	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変更があったものの概要		

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月12日

株式会社ロイヤルホテル  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 野 友 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 徹 雄 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロイヤルホテルの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロイヤルホテル及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。